

相 続

第 1 節 相続の開始と相続開始後の流れ

1 相続の開始

「相続は、死亡によって開始する」（民法882条）。

わが国の民法には、相続開始の原因について、こう規定されています。

大切な人が自分の目の前で息を引き取り、集まった関係者も悲しみに暮れている、その亡くなった瞬間にも、実は相続はスタートしているのです。

相続の開始とは、新しい権利関係のスタートです。その権利関係は、人の死亡により、残された人の好むと好まざるとに関わりなく、自然に発生しています。

法律では、死亡した人のことを「**被相続人**」といい、死亡した人の財産（相続財産）を法律上引き継ぐことになっている人を「**相続人**」といいます。相続人は、被相続人の生前の最終意思が残されていたらその意思にもとづいて処理を進めるなり（遺言相続）、法律の規定どおりに相続させるなり（法定相続）、または相続人全員で協議をして、皆の納得のいく権利関係を決めていくなり（遺産分割）して、自然発生したままの権利関係を確定させる必要があります。

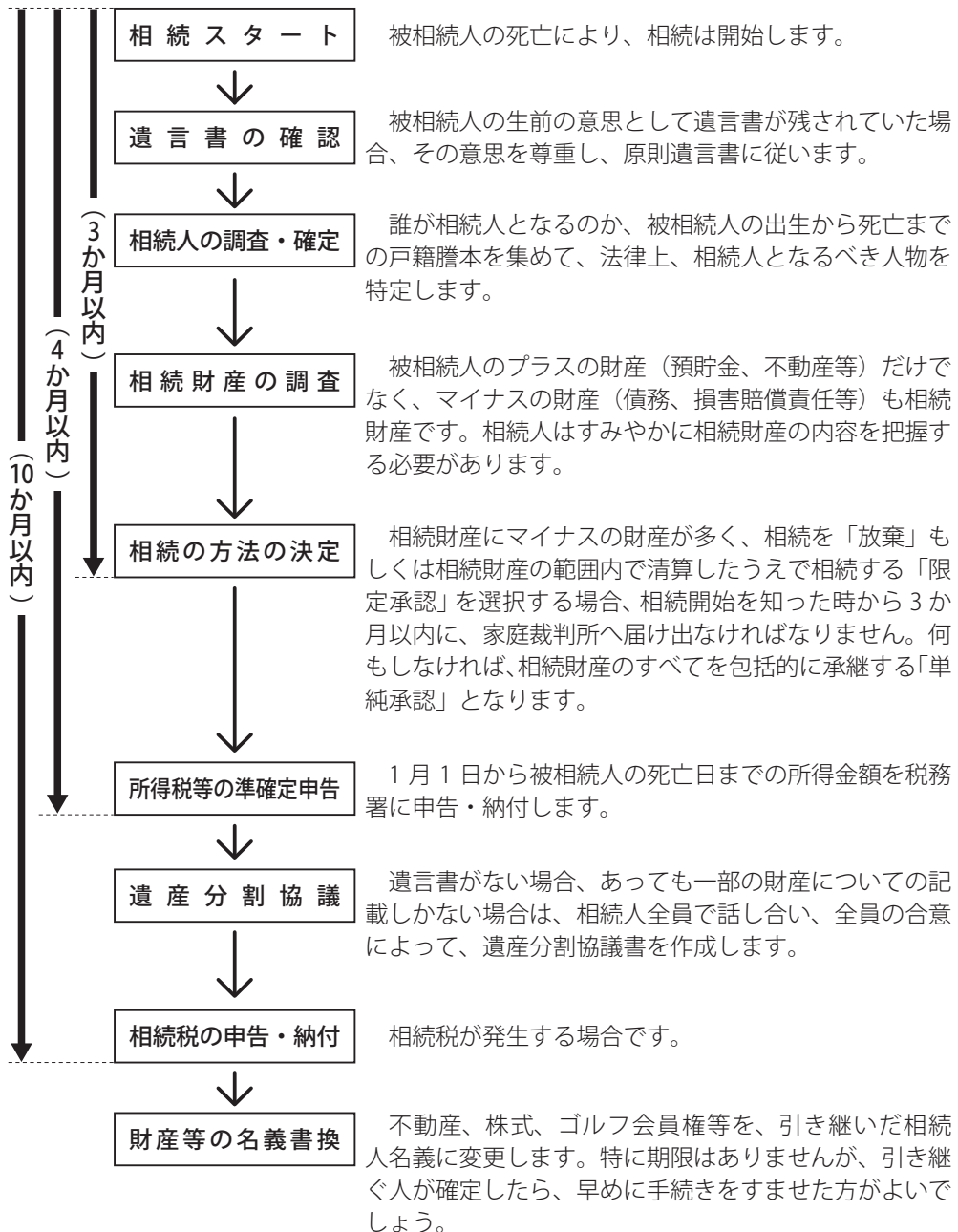
そして、権利関係が確定したら、それを世の中に知らせるために、各種手続きをしていかなければなりません。市区役所・町村役場への届出もありますし、金融機関の預貯金・債務関係の手続き、税務署への申告等種々の関係機関の関与が必要となります。所有資産等の名義書換も必要で、被相続人が不動産を所有していたら、法務局に相続登記申請もしなければならぬのです。

それでは、次項から相続について、くわしくみていきましょう。

2 相続開始後のタイムスケジュール

相続開始後の一般的なタイムスケジュールは、図表1-1のようになります。
各手続きの進捗状況等によって、順序が前後することがあります。

図表1-1 相続開始後の流れ



第2節 相続できる者とできない者

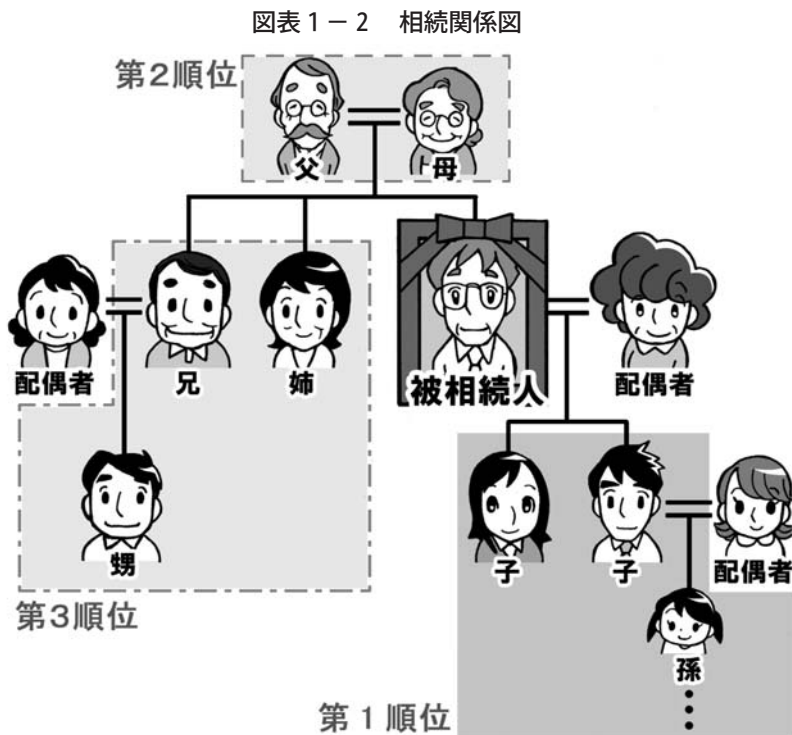
1 相続できる者～相続の範囲と順位～

誰がどれだけ相続できるかも民法に規定があります。この規定に従って、被相続人の財産を相続人に相続させることを「法定相続」といいます。

それでは、相続人になれるのは誰なのでしょう。被相続人の身内を3つのグループに分けて考えてみましょう。

図表1-2、1-3のようにグループごとに順位が決まっています。先順位のグループに相続人になれる者がいれば、後順位のグループには相続権は発生しません。また、相続人となった人と同順位で、常に相続人となるのが被相続人の配偶者です。

以下、順位ごとに説明していきます。



(1) 第1順位グループ：直系卑属

直系卑属とは、戸籍上、自分よりも下の世代にある者たちのうち直系関係にある者のことをいいます。まず該当するのは、被相続人の子です。もし、子が被相続人より

図表 1-3 相続人の範囲と順位

第1順位グループ	直系卑属	子、孫、曾孫、…	被相続人の配偶者 (妻・夫) は常に 相続人となる
第2順位グループ	直系尊属	父母、祖父母、…	
第3順位グループ	兄弟姉妹	兄弟姉妹、甥・姪	

も先に死亡していたり、後述する相続欠格や廃除により相続権を失っていた場合は、その子、すなわち被相続人の孫が子に代わって相続人となります。このことを「代襲相続」といいます。そして、孫もいなければ、曾孫、玄孫……と代襲相続は下っていきます。

なお、胎児も相続については、すでに生まれたものとみなし、相続人となることができます。

(2) 第2順位グループ：直系尊属

直系尊属とは、父母や祖父母など、戸籍上自分より上の世代の人たちです。被相続人に近い世代から相続人となります。もし、被相続人に子や孫の直系卑属が存在せず、自分の父母が存命の場合は、その父母が相続人となります。

(3) 第3順位グループ：兄弟姉妹

被相続人に子や孫もなく、第2順位の父母等も死亡している場合に相続人となるのが、被相続人の兄弟姉妹です。被相続人の死亡以前に兄弟姉妹が亡くなっていた場合は、その子、すなわち被相続人の甥・姪が代襲相続します。先の第1順位の子の場合は、孫、曾孫、玄孫……と存在するかぎり何代も代襲していくのに対し、第3順位の兄弟姉妹の場合は、甥・姪の1代止まりです。

(4) 常に相続人：配偶者

第1順位から第3順位まで順にたどってみて、確定した相続人と常に同順位で相続人となるのが、被相続人の配偶者です。たとえば、夫が亡くなり、子がいる場合は、第1順位の子と妻が相続します。子も孫もなく、第1順位に該当する者がいない場合は、第2順位の夫の父母と妻が相続することになります。

この配偶者は戸籍上の妻・夫である必要があり、実質的には夫婦関係と同等の生活を過ごしていたと主張しても、内縁関係にある人には相続権はありません。

また、相続が発生した時点で配偶者である必要があり、被相続人の死亡前に離婚し

た妻・夫には相続権はありませんが、被相続人の死亡により相続権が発生した配偶者が、たとえ、その後再婚したとしても、相続権はそのまま存在し、再婚によってその相続権が消滅することはありません。

このように、相続人であるかどうかの判断は戸籍上の関係でなされるため、相続手続きを進める際には、まず被相続人の出生※から死亡に至るまでのすべての戸籍謄本類を取得して、法定相続人を確定させる必要があります。その取得方法および戸籍の種類や見方については、第4章で説明します。

※ 実務上、原則として「出生」からの戸籍が必要ですが、便宜的に子供をもうけることが可能になる年齢（10歳～12歳）からでも可能とされています。

2 相続できない者～相続欠格と廃除～

こうして法定相続人が確定されますが、その法定相続人の個別の事情により、相続権が失われる場合があります。法律上当然に失われるのが「**相続欠格**」事由に該当した場合で、被相続人の意思により相続権を失わせる制度が「**廃除**」です。

(1) 相続欠格

法定相続人のなかで、相続人として認めるわけにはいかない重大な事情を有する者は、法律上当然に相続人からはずされることとなっています。民法では相続人の欠格事由として、次の5つを重大な事情としてあげています。

【相続人の欠格事由】

- ① 故意に被相続人や、自分（相続欠格となった者）より先順位あるいは同順位にある者を死亡させたり、死亡させようとして刑に処せられた者
- ② 被相続人が殺害されたことを知りながら、殺害者を告発・告訴しなかった者。ただし、その告発・告訴しなかった者に是非の弁別能力がなかったり、殺害者が自己の配偶者や直系血族だった場合を除きます。
- ③ 詐欺または強迫によって、被相続人が遺言をすることを妨げた者（遺言の撤回、取消し、変更することを妨げた者も同じ）
- ④ 詐欺または強迫によって、被相続人に遺言をさせた者（遺言の撤回、取消し、変更させた者も同じ）
- ⑤ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造、変造、破棄、隠匿した者

(2) 廃除

相続欠格が法律上当然に相続人としての資格を奪うのに対し、被相続人の意思に

よって、相続人の相続権を失わせる行為が「**廃除**」です（民法893条）。将来、相続人となるであろう者（推定相続人）が、被相続人（生存中なので、被相続人予定者ということになります）に対して虐待もしくは重大な侮辱を加えたり、その他著しい非行があったときは、被相続人は家庭裁判所にその推定相続人の廃除を請求することができます。廃除は、被相続人の生存中だけでなく、遺言によっても可能です。そして、いつでも廃除の取消しを家庭裁判所に請求することもできます。

廃除の対象者は、第1順位と第2順位の者で、第3順位である兄弟姉妹は廃除の対象外です。もし、兄弟姉妹に相続させたくなかったら、すべての相続財産を他の人に遺言により与える方法をとればよいからです。

廃除は戸籍の記載事項ですので、戸籍を取得して確認することができます。

ただし、家庭裁判所は、廃除の請求があったとしても非常に慎重に判断を行う傾向にあるため、相続人の廃除が認められるケースは多くはないのが実情です。

第3節 法定相続分と相続分が変わるケース

1 法定相続分

相続人は誰であるのかが確定したら、各相続人はどれだけの割合を相続するのが気になるところです。相続人が複数いる場合を「共同相続」といいますが、各共同相続人の相続分も民法で定められています。これを「法定相続分」といいます。

法定相続分は、図表1-4のとおり、配偶者と各順位ごとに割合が定められています。

図表1-4 法定相続分

第1順位（直系卑属）と配偶者	第1順位 $\frac{1}{2}$	配偶者 $\frac{1}{2}$
第2順位（直系尊属）と配偶者	第2順位 $\frac{1}{3}$	配偶者 $\frac{2}{3}$
第3順位（兄弟姉妹）と配偶者	第3順位 $\frac{1}{4}$	配偶者 $\frac{3}{4}$

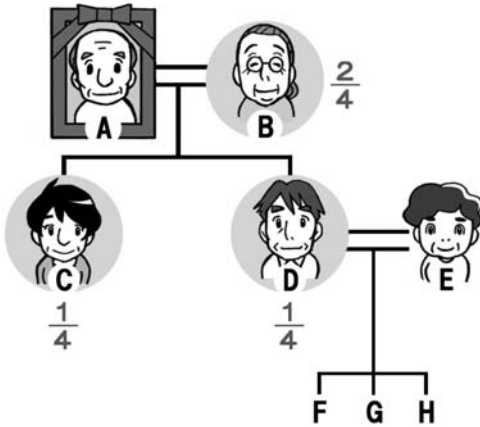
同一順位内に複数の相続人がいる場合、各自の相続分は均等の割合になります。

相続の実務では、遺言によったり、遺産分割協議をして相続分を決定することになりますが、法定相続分はすべての基礎となる割合なので、しっかりと押さえておく必要があります。

以下、具体例をあげて説明します。

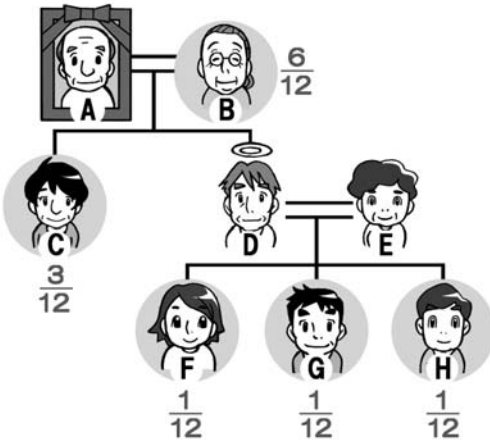
【ケース1】第1順位（直系卑属）と配偶者

① 被相続人Aと配偶者である妻Bとの間に子がCとDの2人いる場合



被相続人Aの相続人となるのは、
B・C・Dです。相続分は、それぞれ
 $\frac{2}{4}$ ($= \frac{1}{2}$)、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{4}$ です。

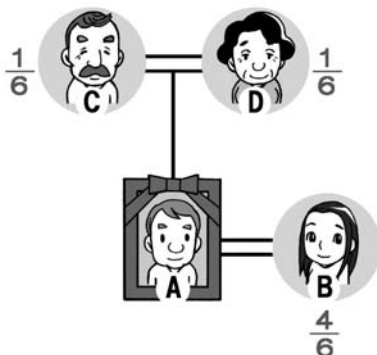
② 子のDが被相続人Aよりも前に死亡している場合



被相続人Aの相続人はB・C・
F・G・Hです。相続分は、それぞれ
 $\frac{6}{12}$ ($= \frac{1}{2}$)、 $\frac{3}{12}$ ($= \frac{1}{4}$)、 $\frac{1}{12}$ 、 $\frac{1}{12}$ 、 $\frac{1}{12}$
となります。Dを代襲相続するF・
G・Hが相続人となりますが、Eは
Aに対しては相続人とはなりません。

【ケース2】第2順位（直系尊属）と配偶者

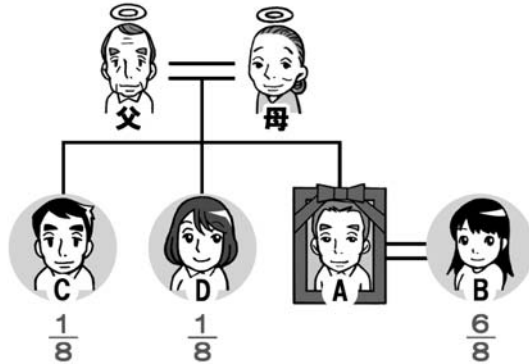
被相続人Aと配偶者Bの間に子がなく、Aの両親C・Dがいる場合



被相続人Aの相続人は、B・C・
Dです。相続分はそれぞれ $\frac{4}{6}$ ($= \frac{2}{3}$)、
 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ です。

【ケース3】第3順位（兄弟姉妹）と配偶者

被相続人Aと配偶者Bの間に子がなく、両親も死亡していて、兄弟姉妹C・Dがいる場合



被相続人Aの相続人は、B・C・Dです。相続分は、それぞれ $\frac{6}{8}$ （ $=\frac{3}{4}$ ）、 $\frac{1}{8}$ 、 $\frac{1}{8}$ です。

2 遺留分

遺留分とは、一定の相続人のために、法律上留保されるべき相続財産の割合のことです。

法定相続分は、相続においてすべての基準となる割合ですが、実際には後述する遺言や他の規定により、法定相続分が変わることが多くみられます。

たとえ「全財産をAに相続させる」との遺言があったとしても、他の相続人は、自己の遺留分を主張することができます。遺留分制度は、被相続人の近親者に最低限度の財産を残しておこうとする制度です。

遺留分を有する相続人（遺留分権利者）は、第3順位の兄弟姉妹以外の相続人です。

遺留分権利者全員が相続財産に対して有する総体的遺留分は、相続財産の2分の1の割合で、第2順位の直系尊属のみが相続人である場合は、相続財産の3分の1の割合となります。

そして、各相続人の具体的遺留分は、総体的遺留分を法定相続分に従って分配按分します。

なお、遺留分を侵害する遺産分割も当然には無効となりません。遺留分減殺請求（遺留分を侵害されている場合に、その侵害額を請求できること）があってはじめて、遺留分を害する範囲で遺産分割の効果が失われることになります。

遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が相続の開始および遺留分の侵害を知った時から1年、もしくは相続開始から10年を経過すると時効により消滅します。

遺留分についてのより詳細な解説は、第2章第6節、第4章第3節を参照してください。次項より、法定相続分が変わるケースを説明します。

3 法定相続分と遺言

被相続人は、法定相続分の規定にかかわらず遺言で、共同相続人の相続分を定め、またはこれを定めることを第三者に委託することができます（民法902条）。

相続が発生した際には、まず被相続人の遺言が存在するかどうかの確認が必要です。法律上当然に発生する法定相続分に対し、民法は被相続人の最終意思を尊重する立場から、遺言が法定相続分に優先します。遺言が存在しない場合、または共同相続人中の一部の者もしくは相続財産中の一部の相続分しか遺言で定めなかった場合に、法定相続分を適用することになります。なお、先述した遺留分に関する規定に違反することはできません。

遺言は法律効果を発生させる行為なので、法律に定める厳格な方式に従わなければならないことができません。遺言については、第2章で詳解します。

4 死因贈与

遺言とは別に、被相続人の死亡時の財産の移転先を決定する方法としては、「**死因贈与**」という方法もあります（民法554条）。

遺言が被相続人の単独の意思表示であるのに対し、死因贈与は、贈与者・受贈者双方の合意で成立するところ、その贈与の効力の発生に贈与者の死亡を条件とする贈与契約です。受贈者は相続人にはかぎりられません。

厳格な要件が定められている遺言と異なり、死因贈与は「自分が死んだらあなたにB土地をあげます」のように口約束(双方の合意)でもかまいません。しかし、相続時の紛争を防ぐためにも死因贈与契約を公正証書で作成しているケースが多いようです。

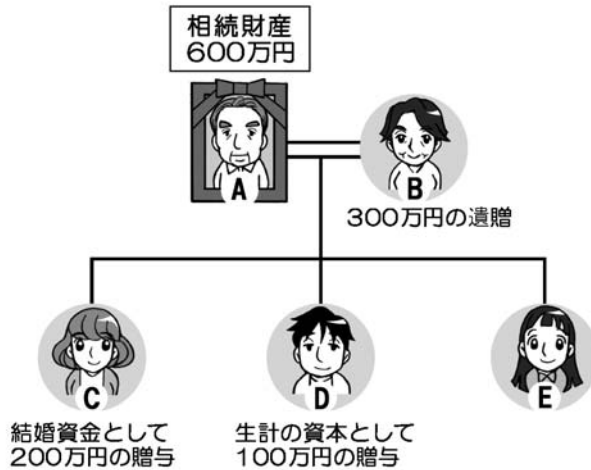
5 特別受益者

共同相続人中に被相続人から遺贈を受けた、または生前に贈与を受けた者がいる場合、この事情を考慮せずに法定相続分どおりに分割したのでは不公平が生じます。そこで、共同相続人間の公平を図るために、被相続人から遺贈や生前贈与を受けた者は「**特別受益者**」として相続分の前渡しを受けたものとして扱い、法定相続分を修正して算定します。

算定の方式は、次の事例を使って考えてみましょう。

【事例】

被相続人Aと配偶者Bの間に3人の子C・D・Eがいます。Aは600万円の財産を残しました。Bは300万円の遺贈を受けました。相続財産600万円とは別に、Cは結婚に際して200万円の贈与を受け、Dは生計の資本として100万円の贈与を受けています。



【解説】

本事例において、相続人はB・C・D・Eです。法定相続分はそれぞれ $\frac{3}{6}$ ($=\frac{1}{2}$)、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ 、 $\frac{1}{6}$ となります。

相続財産は600万円なので、法定相続分にすると、B：300万円、C：100万円、D：100万円、E：100万円です。

特別受益を考慮する場合は、被相続人が相続開始時に残した相続財産600万円に、生前C・Dに贈与した金額200万円・100万円を加えた（受贈者の受けた利益を相続財産に戻すことを「持戻」といいます）合計額900万円を相続財産とみなします（民法上のみなし相続財産）。この「みなし相続財産」をもとに、法定相続分に従って各人の分配額を算出します。その算出した分配額から特別受益者においては、遺贈または贈与を受けた額を控除して、具体的相続分が決まります。

特別受益者の相続額 = (相続財産の額 + 贈与の額) × 相続分 - 遺贈または贈与の額